

お客さま各位

2020年4月28日
水島ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置の追加対応について

当社は、2020年3月25日から新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を受けられたお客さまに対し、ガス料金の特別措置を実施しておりますが、下記のとおり支払期限日のさらなる延長および対象月の拡大を行うことといたします。

記

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、生活福祉資金貸付制度[※]の「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けたお客さま等で、ガス料金の支払い延期を当社にお申し出いただき、一時的にお支払いが困難だと当社が判断したお客さま

※各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度。

2. 特別措置の内容

(1)2020年2月分（支払期限日が3月25日以降のもの）、3月分および4月分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ2か月間延長いたします。[従来は1か月間延長]

※既に支払期限日の延長をお申し出いただいたお客さまは、自動的に2か月間延長に変更いたします。

(2)2020年5月分のガス料金の支払期限日を1か月間延長いたします。[新たに対象]

3. お申し出先

水島ガス株式会社 倉敷市水島福崎町3番30号

電話番号：(都市ガスをご利用のお客さま) 086-444-8141

(プロパンガスをご利用のお客さま) 086-455-3836

受付時間：平日9時～17時30分（土日祝日除く）

以上